アドバイザリーボード規則

(平成27年4月1日 平成27年規則第5号)

目次

第1条 目的

第2条 任務

第3条 構成

第4条 委嘱

第5条 任期等

第6条 秘密保持義務

第7条 事務

第8条 その他

附則

(目的)

第1条 この規則は、組織規程(平成27年規程第4号)第5条の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)に設置される日本医療研究開発機構アドバイザリーボード(以下「アドバイザリーボード」という。)に関する事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 アドバイザリーボードは、理事長の求めに応じて、機構の業務について助言する。 (構成)

- 第3条 アドバイザリーボードは、15人以内の委員をもって構成する。
- 2 アドバイザリーボードに議長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 議長は、会議の事務を総理する。
- 4 議長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委嘱)

第4条 委員は、有識者のうちから、理事長が委嘱する。

(任期等)

- 第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前条の規定により再任された場合の任期は、原則として2期4年を限度とする。
- 3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 アドバイザリーボードに関する事務は、経営企画部が担当する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、アドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は、 議長が会議に諮って定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。